

様式第 3

同 意 書

緊急連絡通報システム設置事業の申請に伴い、緊急通報装置（以下「機器」という。）を借り受けるにあたって、下記事項に同意します。

記

1. 緊急連絡通報のためのひとり暮らし高齢者等データ入力票（様式第 2）に記載された個人情報について、システムの運営を委託した事業者に提供すること。
2. 貸与された機器を善良な管理を持って維持し、他の目的のために使用、転貸しないこと。
3. 機器の一部または全部をき損、滅失したときは、直ちに市へその状況を報告し、指示に従うこと。
4. 電話回線を保有していないため、市の電話回線の貸与を希望する場合は、世帯構成員の税務資料について、関係機関で調査すること。
5. 市の電話回線を使用する場合（申請時に所得税非課税世帯で電話回線を保有していない場合）は、機器の利用にかかる電話の基本料金及び通話料については遅滞なく支払い、もし遅滞したことにより市に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
6. 緊急通報を発した場合に、緊急通報協力員、関係機関等が住宅へ立ち入ること。また、住宅に立ち入る場合、住宅の一部に破損が生じても修復責任を問わないこと。
7. 電話回線の種類（N T Tアナログ回線以外の回線）によっては、機器の動作保障ができないことがあること。また、A D S L回線により機器を使用する場合は、別途部品取り付け費用を負担（5,000 円程度）すること。

令和 年 月 日

（あて先） 一 宮 市 長

借受人 住 所 一宮市

氏 名